

茨城県立水戸第二高等学校の部活動に係わる活動方針

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係わる業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- (1) 週当たり原則2日以上（平日・休日各1日以上）を休養日とする。なお、予定していた休養日に、練習試合や大会参加、大会を直後に控えているなどの理由で活動した場合は、休養日を振り替える。
- (2) 1日の活動時間の上限は、平日は2時間、休日は4時間とする。また、1週間の上限は12時間を超えないように調整する。
- (3) 原則として朝の活動は行わない。なお、活動場所等に制約のある場合は朝の活動を行っても良いが、1日の活動時間や1週間の活動時間の上限を超えないように調整する。
- (4) 原則として自主練習は行わない。なお、自主練習を行う場合は1日の活動時間や1週間の活動時間の上限を超えないように調整する。
- (5) 公式大会等を控えた2週間前からに限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振り替えることを可とする。
- (6) 校長は、茨城県高等学校体育連盟及び茨城県高等学校文化連盟等が定める大会に参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

3 適切な運営のための体制整備

- (1) 望ましい運営体制の構築に努める。
- (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動（熱中症事故防止を含む）の推進に努める。
- (3) 方針・計画・実績の公表と検証をする。
 - ・年間計画の作成と公開

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備に努める。
- (2) 地域移行の推進に努める。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (1) 複数顧問制の推進をする。
- (2) 大会運営や役員業務の見直しに努める。